

日本三重県と台湾新北市との  
観光についての交流・協力に関する協定書

三重県は日本のほぼ中央、太平洋側に位置し、気候は温暖であり、豊かな自然景観に恵まれ、また山海の幸が豊富な地として知られている。産業では製造業が盛んであり、歴史のある建築や文化遺産も数多くある。

新北市は台湾の北部に位置し、その広々とした土地は秀麗な山と綺麗な水に富み、豊富な歴史と人々の作り出した文化、途切れることのない美しい海岸線、広大な山地と丘陵地帯や入り組んで流れる河川があり、更に便利で高度な都市生活圏も合わせもっている。

両地域の経済発展を共に促進すべく、日本三重県と台湾新北市は平等互惠の原則に基づき、ここに観光についての交流・協力に関する協定書を作成する。内容は以下の通りである。

- 一、双方は、それぞれが持つ観光資源の強みを互いに補いあい、活用し合うことにより、互いに観光客を送り出し、両地域の協力的互惠を原則として、互いの地域を重要な観光市場かつ観光目的地とし、民間の交流や相互の訪問を奨励する。
- 二、観光情報の共有体制を構築し、互いに相手方の観光サイトにおいて観光資源や情報を共有、発信し、双方の友好を深める。
- 三、双方の観光業者がそれぞれの観光市場において相手方の観光ルートや旅行商品を広めることを奨励・支持し、また相手方からの観光客に最良のおもてなしを提供する。
- 四、双方がそれぞれの地域で開催する観光宣伝活動では共に協力し、また相手方の開催する地域のイベント・展覧会や交易会に積極的に参加し、観光宣伝活動を促進する。
- 五、この協定書は中国語版と日本語版があり、内容は同じものである。中国語版と日本語版をそれぞれ2通作成し、双方署名の後、各自その中国語版と日本語版をそれぞれ1通ずつを保有するものとする。本協定書に定める内容は署名の日から効力を発するものとする。

2013年10月21日

日本三重県  
観光国際局

加藤敦央局長

台湾新北市  
観光旅遊局

陳国君局長